

給与所得に係る個人住民税の特別徴収を一斉実施します

秋田県と県内全ての市町村は、給与所得に係る個人住民税（個人市町村民税・県民税）の特別徴収を平成26年度から実施します。

Q 個人住民税の特別徴収とは？

A 所得税の源泉徴収と同じように、事業主が従業員の給与から個人住民税分として天引きして、従業員に代わり納税していただくものです。

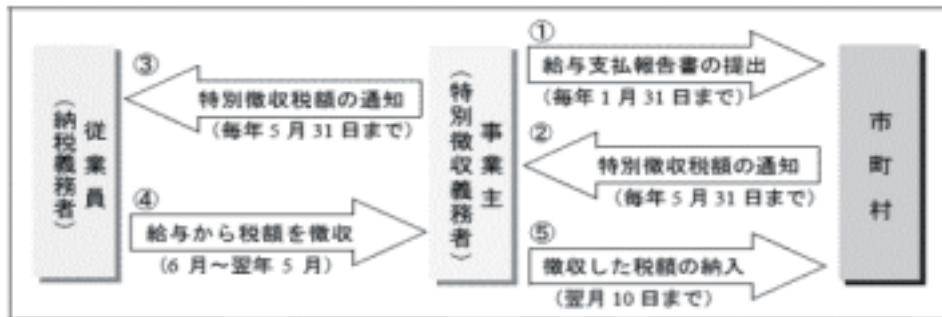
Q 特別徴収の対象者は？

A 前年中に給与の支払を受け、かつ当年の4月1日に給与の支払いを受けている人が対象となります。また、パートやアルバイトの人も原則として同じ取扱となります。

Q 特別徴収するメリットは？

A 普通徴収では、通常年4回の納期ですが、特別徴収は年12回なので、従業員の負担が少なくなります。また、納め忘れがなくなり滞納や延滞金がかかる心配がありません。

《特別徴収による納税の流れ》



所得税の源泉徴収義務のある事業主は、原則として従業員の個人住民税を特別徴収することが法律により義務づけられております。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。（地方税法第321条の4、藤里町税条例第42条による）

【お問い合わせ先】 藤里町税務会計課 ☎ 79-2113（内線152、154、155）

みんなの掲示板

掲載記事を募集します！

広報手段を持っていない団体やサークル、町民のみなさんが行う文化・学習・スポーツ・まちづくりなどの様々な催しや活動を紹介します。ぜひ、ご利用くださるようお知らせします。

●次回広報：11月25日発行号

●原稿締切日：11月11日（月）午後5時まで

【申込み・お問い合わせ先】

藤里町総務課総務係（広報担当）

☎ 79-2111 FAX 79-2293

藤里町町制施行50周年記念ウィーク

11月1日（金）～9日（土）

1日（金）～9日（土）

●写真と映像「タイムマシンカフェ」

★町民時計も同時展示！

2日（土）

●第1部 町制施行50周年記念式典（10:00～）

●第2部 ふじさと地元学発表会（13:00～）

●第3部 講演会（16:30～）

●11:00～14:00

★白神ラム試食ブースのほか、町内のお店も出ます。

★祝い餅まき（当たり50個ついてるよ！）

9日（土）

●映画「ふるさとがえり」上映会（14:00～）

【お問い合わせ先】

藤里町総務課50周年チーム ☎ 79-2111